



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 770 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更許可申請の概要 (環境管理課)
- 771 有害図書等の指定 (青少年課)
- 772 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- 773 収去飼料の試験結果の概要 (畜産課)
- 774 基本測量の終了 (技術調査課)
- 775 収納員身分証明書の無効 (出納室)

○ 公安委員会告示

- 31 指定講習機関の所在地の変更
- 32 "
- 35 警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施
- 36 交通誘導警備2級検定の実施

○ 諸報

- 拾得物件公告 (御坊警察署)

○ 正誤

平成17年4月15日付け和歌山県報第1649号和歌山県告示第709号中

告 示

和歌山県告示第770号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定による特定施設の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項

別表 排水の汚染状態及び量

変 更 前	排 水 口	総合排水口		雨水排出口 No.1~No.3
	種 類・項 目	通 常	最 大	
	排水量(m ³ /日)	1400	1700	雨 水 専 用
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6	
	BOD(mg/ℓ)	6	8.2	
	COD(mg/ℓ)	4	5.8	
	SS(mg/ℓ)	3	5	
	n-Hex(mg/ℓ)	1.0	1.5	
	T-N(mg/ℓ)	3	4	
	T-P(mg/ℓ)	0.5	1.0	

を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成17年5月2日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

住所 和歌山県海南市藤白758番地の45

名称 中野BC株式会社

代表者 代表取締役 中野幸生

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県海南市藤白758番地の45

名称 中野BC株式会社

(3) 特定施設に関する事項

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第

1

第10号 飲料製造業の用に供する施設

イ 原料処理施設

ロ 洗浄施設

ニ ろ過施設

ヘ 蒸りゆう施設

(4) 変更しようとする事項の内容

特定施設の変更による汚濁負荷量の増加(排出水の汚染状態及び量は別表)

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成17年5月2日から平成17年5月23日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市役所

	大腸菌群(個/cm ²)	3000以下	3000以下	
変更後	排水口	総合排水口		雨水排水口 No.1~No.3
	種類・項目	通常	最大	雨水専用
	排水量(m ³ /日)	1400	1700	
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6	
	BOD(mg/l)	5	7	
	COD(mg/l)	10	12	
	SS(mg/l)	20	20	
	n-Hex(mg/l)	2	2	
	T-N(mg/l)	4	7	
	T-P(mg/l)	1	1	
	大腸菌群数(個/cm ²)	3000以下	3000以下	

和歌山県告示第771号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次の

ものを平成17年4月19日指定した。

平成17年5月2日

和歌山県知事 木村良樹

番号	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	月刊アサヒ芸能エンタメ 5月号	17901-05	徳間書店
月刊誌	メルフレボンバー 5月号	08513-05	KKベストセラーズ
月刊誌	PENT-JAPAN 5月号	07933-5	ぶんか社
雑誌	@BOOING VOL.7	15544-05	コアマガジン
月刊誌	スコラ 5月号	15401-5	スコラマガジン
月刊誌	BUBKA 5月号	17885-05	コアマガジン
月刊誌	おとなの特選街 5月号	12203-5	KKベストセラーズ
月刊誌	シティヘブン関西版 5月号	14273-5	ダブリュオウコーポレーション
月刊誌	PINmaga 4月号	不明	Hアッシュ
月刊誌	J-SPARK 5月号	86257-05	トライマックス

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成17年5月2日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第772号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ ペアシティ新宮店
和歌山県新宮市字谷王子418-1
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
和歌山市中島185番地の3
- 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
駐車場① 店舗建物内3～8階 (縦覧図書別添3階平面図～8階平面図)	440台
駐車場② 店舗建物西側 (縦覧図書別添駐車場②平面図(1階～5階))	296台
合計	736台

(変更後)

位置	収容台数
駐車場① 店舗建物内3～8階 (縦覧図書別添3階平面図～8階平面図)	397台
駐車場② 店舗建物西側 (縦覧図書別添駐車場②平面図(1階～5階))	294台
合計	691台

- 4 変更する年月日
平成17年12月15日
- 5 変更する理由
駐車場の運用の変更等による駐車場縮小のため。
- 6 届出年月日

平成17年4月15日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

新宮市経済観光部商工観光課(和歌山県新宮市春日1-1)
東牟婁振興局県民行政部地域行政課(和歌山県新宮市緑ヶ丘2丁目4-8)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成17年5月2日から平成17年9月2日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第773号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第56条第7項の規定により、平成17年2月に検査した取去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成17年5月2日

和歌山県知事 木村良樹

製造事業場の名称及び住所	取去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要(%)					
				粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン
日本配合飼料株式会社 神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目9番地	小原飼料畜産株式会社 橋本市御幸辻138-1	日配ブロイラー肥育前期用配合飼料プレスター	平成17年2月	23.7	5.2	2.6	3.2	1.21	0.83
日本配合飼料株式会社 神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目9番地	小原飼料畜産株式会社 橋本市御幸辻138-1	日配肉豚豚肥育用配合飼料肉豚用VV	平成17年2月	14.3	2.8	2.8	5.4	0.86	0.48
日清丸紅飼料株式会社 碧南工場 愛知県碧南市玉津浦町2番地3	小原飼料畜産株式会社 橋本市御幸辻138-1	日清丸紅配合飼料ジェストママ	平成17年2月	15.8	2.1	6.5	8.7	1.02	0.60
日清丸紅飼料株式会社 碧南工場 愛知県碧南市玉津浦町2番地3	小原飼料畜産株式会社 橋本市御幸辻138-1	日清丸紅印配合飼料成鶏用リードH	平成17年2月	17.2	2.4	3.9	10.2	3.43	0.86
日清丸紅飼料株式会社 碧南工場 愛知県碧南市玉津浦町2番地3	小原飼料畜産株式会社 橋本市御幸辻138-1	日清丸紅印配合飼料成鶏用トリガーH	平成17年2月	18.2	2.2	4.9	11.2	3.52	0.74
日本配合飼料株式会社 神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目9番地	小原飼料畜産株式会社 橋本市御幸辻138-1	日配ブロイラー肥育後期用配合飼料パワープロH	平成17年2月	18.6	6.4	2.5	5.2	0.82	0.74
株式会社東海全畜産配合飼料公社 愛知県碧南市玉津浦町2-8	小原飼料畜産株式会社 橋本市御幸辻138-1	日清丸紅印子牛育成用配合飼料NSカーフスター	平成17年2月	18.3	2.3	6.1	6.8	0.67	0.43
ジェイエイ西日本くみあい飼料株式会社 兵庫県神戸市東灘区住吉浜町18番	小原飼料畜産株式会社 橋本市御幸辻138-1	日配肉用牛肥育用配合飼料ハイフレックスボタン	平成17年2月	12.6	2.8	6.4	7.3	0.62	0.34

和歌山県告示第774号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土地理院長から基本測量を終了する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成17年5月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 作業の種類 基本測量(精密地形測量)
- 2 作業期間 平成16年11月1日から平成17年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山市、海南市、御坊市、田辺市、新宮市
海草郡下津町

有田郡湯浅町、広川町
 日高郡由良町、日高町、美浜町、印南町、みなべ町
 西牟婁郡上富田町、白浜町、日置川町、すさみ町、串本町
 東牟婁郡古座川町、古座町、太地町、那智勝浦町

交付年月日	平成7年5月1日
所属名	青少年課(県立生石高原の家)
職員区分	非常勤職員
氏名	岩瀬匠

和歌山県告示第775号

次の収納員身分証明書は、亡失のため無効としたので、公告する。

平成17年5月2日

和歌山県知事 木村良樹

証明書番号	税外No.928
-------	----------

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第31号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定により、指定講習機関の業務を行う事務所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

平成17年5月2日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

名称	特定講習の業務を行う事務所の名称	特定講習の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
		新	旧	
株式会社下津自動車教習所	下津自動車学校	和歌山県海南市下津町上1179番地	和歌山県海草郡下津町大字上1179番地	平成17年4月1日

和歌山県公安委員会告示第32号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定により、指定講習機関の業務を行

う事務所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

平成17年5月2日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

名称	特定講習の業務を行う事務所の名称	特定講習の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
		新	旧	
株式会社串本自動車学校	串本自動車学校	和歌山県東牟婁郡串本町出雲1550番地	和歌山県西牟婁郡串本町出雲1550番地	平成17年4月1日

和歌山県公安委員会告示第35号

警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習及び同法第11条の6第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施

する。

平成17年5月2日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

1 講習の期間、場所及び定員

講習種別	講習期間	場所	定員
警備員指導教育責任者講習	平成17年7月26日(火)から平成17年8月2日(火)までの土曜日及び日曜日を除く6日間(各日とも午前9時から午後5時まで)	和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛	40名
機械警備業務管理者講習	平成17年6月27日(月)から平成17年6月30日(木)までの4日間(各日とも午前9時から午後5時まで)	和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛	10名

2 警備員指導教育責任者講習の受講者の要件

警備員指導教育責任者講習の受講を希望する者は、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員

会

規則第5号。以下「検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者

- (3) 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事しているもの

3. 受講希望の申出期間及び申出先

講習種別	申出期間	申出先
警備員指導教育責任者講習 及び 機械警備業務管理者講習	平成17年5月23日(月)から平成17年5月26日(木)まで (各日とも午前9時から午後5時まで)	和歌山県内の各警察署 ※受講を希望する者自身が申し出ること。

4. 受講希望者の手続及び受講予定者の決定について

(1) 受講希望する者の申出の受付

受講を希望する者は、上記3の受講希望の申出期間内に、和歌山県内の最寄りの警察署に出向き、備付けの書面にて受講希望の申出を行うこと(代理人による申出は受け付けない)。

(2) 受講しようとする者の決定等

ア 申出者の数が定員を超えた場合

受講希望の申出の期間終了後、申出者の数が定員を超えていた場合は、抽選により受講しようとする者(以下「受講予定者」という。)を決定する。

イ 申出者の数が定員を超えなかった場合

受講希望の申出の期間終了後、申出者の数が定員を

超えていなかった場合は、申出をした者全員を受講予定者とする。

ウ 欠員の補充受付について

上記イにより欠員が生じた場合は、先着順にて欠員の補充受付を行うので、受付を希望する者は、先に、和歌山県警察本部生活安全企画課へ電話連絡し(電話による受付期間は、平成17年5月27日(金)から平成17年5月31日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。各日とも午前9時から午後5時までの間)、後の手続については係員の指示に従うこと。

(3) 受講希望の申出者に対する通知について

受講予定者に決定した者に対しては受講予定者に決定した旨を、抽選に漏れた者に対してはその旨を通知する。

5. 受講申込書等の提出期間及び提出先

講習種別	提出期間	提出先
警備員指導教育責任者講習 及び 機械警備業務管理者講習	平成17年6月6日(月)から平成17年6月9日(木)まで (各日とも午前9時から午後5時まで)	受講希望の申出を行った警察署 ※受講予定者自身が提出すること。

6. 受講予定者の手続について

受講予定者に決定した者は、上記5の受講申込書等の提出期間内に、次の書類等を受講希望の申出を行った警察署に提出すること(代理人による提出は受け付けない)。

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合は、受講予定者に決定していることを無効とする(提出期間内に受講申込書等を提出することができない者からの提出期間変更等の要望には応じない。)

(1) 警備員指導教育責任者講習受講予定者に決定した者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書(正副2通)

※ 顔写真(6か月以内に撮影した無帽、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。

イ 上記2に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書面(正副2通)

(ア) 2の(1)に該当する者

警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第1条第2項に規定する1級の検定に係

る「合格証」の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に係る「合格証」の写し及び「警備業務従事証明書」

ウ 手数料 金37,000円(和歌山県証紙にて納付する。納付後は、いかなる場合も返還しない。)

(2) 機械警備業務管理者講習受講予定者に決定した者

ア 機械警備業務管理者講習受講申込書(正副2通)

※ 顔写真(6か月以内に撮影した無帽、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。

イ 手数料 金38,000円(和歌山県証紙にて納付する。納付後は、いかなる場合も返還しない。)

7. 修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習の課程を修了し、修了考査に合格した者に修了証明書を交付する。

8. 講習業務の委託

講習は、和歌山市西汀丁36番地 社団法人和歌山県警備業協会に委託して実施する。

9 問い合わせ先

講習についての問い合わせは、和歌山県警察本部生活安全企画課（電話073-423-0110（内線3027））又は最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）まで行くこと。ただし、定員に達したか否かの確認については、電話にて和歌山県警察本部生活安全企画課へ行くこと。

和歌山県公安委員会告示第36号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第11条の2の規定により、次のとおり検定を実施する。

平成17年5月2日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 実施する検定の種別及び級の区分

交通誘導警備 2級

2 実施日時、場所及び定員

日 時	場 所	定員
平成17年9月2日（金） 午前9時から午後5時まで	和歌山市五筋目10番1号 和歌山競輪場	40名

3 検定の内容

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 事故の発生時における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 事故の発生時における応急の措置に関すること。

4 受検資格

和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者で和歌山県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）。ただし、次のいずれかに該当する者は受検することができない。

- (1) 法第3条第1号から第6号までのいずれかに該当する者
- (2) 警備員等の検定の合格を取り消され、その日から起算して3年を経過しない者

5 受検希望の申出期間及び申出先

申 出 期 間	申 出 先
平成17年5月23日（月）から平成17年5月26日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。各日とも午前9時から午後5時まで）	(1) 和歌山県内に住所を有する者は、その者の住所地を管轄する警察署（その者が警備員であって、和歌山県内の営業所に所属している場合は、当該営業所の所在地を管轄する警察署への申出も可） (2) 県外在住警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署 ※ いずれも受検を希望する者自身が申し出ること。

6 受検希望者の手続及び受検予定者の決定について

(1) 受検希望の申出の受付

受検を希望する者は、上記5の受検希望の申出期間内に申出先に出向き、備付けの書面にて受検希望の申出を行うこと（代理人による申出は受け付けない。）。

(2) 受検しようとする者の決定等

ア 申出者の数が定員を超えた場合

受検希望の申出の期間終了後、申出者の数が定員を超えていた場合は、抽選により受検しようとする者（以下「受検予定者」という。）を決定する。

イ 申出者の数が定員を超えなかった場合

受検希望の申出の期間終了後、申出者の数が定員を超えていなかった場合は、申出をした者全員を受検予定者とする。

ウ 欠員の補充受付について

上記イにより欠員が生じた場合は、先着順にて欠員の補充受付を行うので、受付を希望する者は、先に、和歌山県警察本部生活安全企画課へ電話連絡し（電話による受付期間は、平成17年5月27日（金）から平成17年5月31日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。各日とも午前9時から午後5時までの間））、後の手続については係員の指示に従うこと。

(3) 受検希望の申出者に対する通知について

受検予定者に決定した者に対しては受検予定者に決定した旨を、抽選に漏れた者に対してはその旨を通知する。

7 検定申請書等提出の期間及び提出先

提 出 期 間	提 出 先
平成17年7月1日（金）から平成17年7月7日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。各日とも午前9時から午後5時まで）	受検希望の申出を行った警察署 ※ 受検予定者自身が提出すること。

8 受検予定者の手続について

受検予定者に決定した者は、上記7の検定申請書等の提出期間内に、次の書類等を受検希望の申出を行った警察署に提出すること（代理人による提出は受け付けない。）。

なお、当該提出期間内に検定申請書等を提出しなかった場合は、受検予定者に決定していることを無効とする（提出期間内に検定申請書等を提出することができない者からの提出期間変更等の要望には応じない。）。

(1) 検定申請書（正副2通）

(2) 検定申請書の添付書類（正副2通）

ア 履歴書

イ 住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）

ウ 法第3条第1号に掲げる者に該当しない旨の登記事項
証明書

エ 法第3条第1号に掲げる者に該当しない旨の市町村の
長の証明書(外国人にあっては不要)

オ 法第3条第6号に掲げる者に該当しない旨の医師の診
断書

カ 法第3条第1号から第6号までのいずれにも該当しな
い者であること及び警備員等の検定に関する規則第11
条第1項第2号又は第3号に該当することにより検定の
合格を取り消され、当該取消の日から起算して3年を
経過しない者でないことを誓約する書面

キ 県外在住警備員にあっては、和歌山県内の営業所に
所属することを証明する書面(警備員所属証明書)

ク 写真2枚(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、
上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチ
メートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を
記入したもの)

(3) 手数料 金22,000円(和歌山県証紙にて納付する。納付
後は、いかなる場合も返還しない。)

9 その他

(1) 受験票は、検定当日までに検定申請書等を提出した警察
署を通じて交付するので検定当日持参すること。

(2) 問い合わせ先

検定についての問い合わせは、和歌山県警察本部生活安
全企画課(電話073-423-0110(内線3027))又は最寄りの
警察署生活安全(刑事)課まで行うこと。ただし、定員に
達したか否かの確認については、電話にて和歌山県警察本
部生活安全企画課へ行うこと。

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心
当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成17年5月2日

和歌山県御坊警察署長 柏木 忠彦

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金10万円 (封筒に在中)	平成17年4月1日	御坊市湯川町(施設内)

正 誤

正 誤

平成17年4月15日付け和歌山県報第1649号和歌山県告示第

709号中

ページ	段	誤	正
1	右	東国分の一部	東国分